

お客様本位の業務運営の取組状況（2024年度）

弊社では、「お客様本位の業務運営に関する方針」および「プロダクトガバナンスに関する方針」に基づき、様々な取組みを行っています。各方針に関する主な取組みは以下の通りです。

【お客様本位の業務運営に関する方針】

方針2：お客様の最善の利益の追求

高度な専門性

- プリンシパル・アセット・マネジメントは、米国に本社を置くプリンシパル・フィナンシャル・グループ傘下の資産運用部門の総称で、傘下の特化型運用会社を含む多様な運用チームが運用する幅広い運用商品（株式、債券、不動産等）を世界各国の投資家にご提供しています。2025年3月末現在の運用資産総額は約5,558億米ドル（約83兆円）です。
- 不動産運用に関しては、「ペンション&インベストメント」誌が2024年10月に発表した世界の不動産運用資産額のランキングにおいて7位となりました。また、運用商品の拡充を図るため、2024年はインフラストラクチャー・デットの運用チームの立ち上げに向けて、同戦略の運用経験が豊富な運用プロフェッショナルを米国本社にて採用しました。
- 日本法人においては、プロダクト・スペシャリストを6名擁し、担当プロダクトに関して運用を行う関係会社と密に連携しながら、日本のお客様が投資する商品のモニタリングやお客様への運用報告を行っています。

職業倫理・誠実・公正

- プリンシパル・フィナンシャル・グループは、エシスフィア社が選出する「2024年世界で最も倫理的な企業」の1社に選ばれました。2006年にエシスフィア社が「世界で最も倫理的な企業」の選出を開始して以来、当グループが選ばれるのは13回目となります。
- 弊社グループでは、職業倫理に関するオンライントレーニングを毎年実施しています。2024年度は贈収賄に関するトレーニング、金融犯罪の影響に関するトレーニング、および職業倫理全般に関するトレーニングを実施しました。各社員の受講状況はモニタ

リングされており、期限内に受講していない社員については、上席者と本人に通知されます。

方針3：利益相反の適切な管理

- 利益相反の適切な管理については、役職員向けのコンプライアンス研修において説明を行い、周知徹底を図っています。2024年は11月にコンプライアンス・マニュアル研修を実施しました。
- 役職員の自己取引はグループ共通のシステムで管理しており、売買の前にシステム経由での承認申請を必要とし、承認がおりるまでは売買ができないプロセスとしています。また、四半期毎に各役職員にプロセスの遵守を宣誓させるとともに、証券口座の残高と取引状況について当該システムに正確に入力処理されているかどうかの確認を求めています。
- 親会社であるプリンシパル・フィナンシャル・グループはナスダックに上場する会社ですが、利益相反を回避するため、お客様が投資するポートフォリオにおいて親会社の株式には積極的に投資しないこととしています。当グループでは、法人営業部門と運用部門を分離しており、運用の意思決定は運用部門のCIO（Chief Investment Officer）が責任を持っています。運用担当者の人事評価は、顧客資産の運用結果と整合的になるような体系となっております。また、ポートフォリオのガイドライン遵守状況については、コンプライアンス部門においてモニタリングしています。
- 議決権行使については、プリンシパル・アセット・マネジメント内に議決権行使委員会を設置し、議決権行使に関するガイドラインの策定や、議決権行使プロセスの監督を行っています。各議案に対する議決権行使の判断は、各運用チームがガイドラインに則って行いますが、ガイドラインと異なる判断を行う場合には、コンプライアンス部門の事前の承認を必要とします。コンプライアンス部門が利益相反の可能性があると判断した場合には、議決権行使委員会に付議され、同委員会で最終決定が行われる体制としています。

なお、弊社は投資運用業を行っていることから、金融庁原則の注は一部該当ありません。

方針4：手数料等の明確化

- 弊社は広告勧誘資料作成に関するガイドラインを制定しており、手数料の表示についても説明が記載されています。担当部署により作成された広告勧誘資料は、お客様にご提供する前に事前のコンプライアンス審査を必要としています。また、関係部署に対して適宜研修を実施しており、2024年は7月に広告勧誘に係るコンプライアンス研修を実施しました。

方針5：重要な情報の分かりやすい提供

- 運用商品に関する資料は、運用戦略や商品に関する専門的な知識を持つプロダクト・スペシャリストと、お客様のニーズや取引経験等を把握する営業担当者が協働して作成しています。さらに、広告勧誘資料については、コンプライアンス部が事前の審査を行っています。
- 広告勧誘資料においては、投資哲学・運用プロセスのほか、運用体制や主たる運用担当者の氏名・略歴・経験年数を開示しています。また、商品提供後も運用体制についてお客様に継続的に開示し、重大な変更が発生した際には、その都度対象となるお客様に情報提供を行っています。
- お客様に対する金融市場および金融商品に関する情報提供として、日本語のマーケット・レポートを積極的に弊社のウェブサイトに掲載しています。2024年度は、優先証券に関するレポートを16件、不動産市場に関連するレポートを3件、その他1件と、合計20件のレポートを掲載しました。

なお、弊社は公募投資信託の設定を行っておらず、個人のお客様向けの商品の提供を行っていないことから、金融庁原則5の注1は一部該当ありません。また、弊社は投資運用業を行っていることから、金融庁原則5の注2についても該当ありません。

方針6：お客様にふさわしいサービスの提供

- 弊社は、年金基金や金融法人等の機関投資家のお客様を対象として金融商品を提供していますが、金融商品を提供する前に弊社の営業部員が直接お客様を訪問し、お客様のニーズや状況を理解した上で、グループが運用する金融商品の中から最適と思われる商品を紹介するよう努めております。契約締結前には、営業担当者が顧客管理カードにお客様の運用資産額、契約の目的、ご担当者の方の経験、意思決定プロセスなどを記入し、稟議にて決裁を得ることで適合性の確認を実施しています。
- 弊社では、運用委員会が中心となってプロダクトガバナンスを実践しています。運用委員会は、代表取締役社長のほか、管理部門を含む各部の部長が参加し、様々な観点から品質管理を行う体制としています。新しい投資信託を設定する場合および新しい金融商品を日本のお客様にご提供する場合には、中長期的に持続可能な商品であること、リスク・リターンの合理性、想定顧客属性などを運用委員会において確認します。運用開始後は、パフォーマンスを含む運用状況、コストの状況、関係者の体制について担当部署が運用委員会に定期的に報告し、当初の想定と乖離していないかどうかの確認を行っています。

なお、弊社は公募投資信託の設定を行っていないため、金融庁原則6の注3は該当ありません。

ん。また、弊社は投資運用業を行っていることから、金融庁原則 6 の注 2、6、および 7 についても該当ありません。

方針 7：従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

- 弊社グループは、グループ共通のパーパス「To help foster financial security for all：すべての人々の経済的な安定を促進する」のもと、お客様の最善の利益を全ての行動の中心に据えています。弊社グループのパーパスは、「正しい理由から正しいことを行う」とも表現できると考えていますが、その実現には強固でポジティブな企業文化が重要となります。弊社グループの企業文化は、誠実さ、尊敬、地域社会、信頼を重んじるもので、これにより従業員が潜在能力を最大限に発揮し、お客様のために最善を尽くすことを目指しています。優秀な人材の獲得と維持がパーパス達成の要となりますが、弊社グループではダイバーシティとインクルージョンを基本的な考え方とし、職場環境の改善と維持に取り組んでおります。プリンシパル・アセット・マネジメントは、「ペンション&インベストメント」誌が 2024 年 12 月に発表した「資産運用業界で最も働き甲斐のある職場」の賞を 13 年連続で獲得しました。また、プリンシパル・フィナンシャル・グループは、2024 年 4 月にフォーブス誌による「多様性に優れた米国の最優良企業」に選出されています。
- 2024 年 11 月に実施した全従業員向けの年次コンプライアンス研修において、「顧客本位の業務運営に関する原則」の 2024 年 9 月の改訂について説明しました。

【プロダクトガバナンスに関する方針】

方針1：基本理念

- 2024年9月26日改訂の「顧客本位の業務運営に関する原則」に追加された「プロダクトガバナンスに関する補充原則」に基づき、2024年11月に「プロダクトガバナンスに関する方針」を制定しました。当該方針については、弊社のウェブサイトで公表しています。

方針2：プロダクトガバナンス体制

- 一般社団法人 投資信託協会が制定する「投資信託等の運用に関する規則」の一部改訂に伴い、2024年4月に、弊社設定投資信託に関するデューデリジェンス（設定時、定期、臨時）および継続的モニタリングに関する体制とプロセスを明確化し、社内規程に盛り込みました。運用委員会が主体となってモニタリングを行う体制とし、2024年4月以降、規程に沿ってモニタリングを実施しています。投資一任業務についても、運用委員会にて継続的に運用状況のモニタリングを行っています。
- 運用委員会にはコンプライアンス部や経営企画部などの管理部門の部長も構成メンバーとして出席し、現在実施するモニタリングプロセスの妥当性の議論も行うなど、様々な観点からプロダクトガバナンスを管理しています。

方針3：金融商品の組成

- 弊社が金融商品を提供する対象顧客は年金基金等を含む機関投資家としており、金融商品を提供する前に、営業部員が直接お客様を訪問し、お客様のニーズを確認、理解した上で、グループが運用する金融商品の中から最適と思われる商品を紹介しています。新しい金融商品を提供する際、または新しい投資信託を設定する際には、運用委員会において、中長期的に持続可能な商品であることや、リスク・リターン・コストの合理性、想定顧客属性などを確認しています。また、投資一任契約の締結前には、改めて適合性の確認を行い、社内稟議で必要な承認を得てから契約を締結するフローとしています。

なお、弊社は公募投資信託の設定を行っていないため、金融庁補充原則3の注3は該当ありません。

方針4：金融商品の管理

- 弊社が設定する投資信託については、2024年4月に改訂した社内規程に基づき、運用状況（リスク、リターン、運用ガイドライン遵守状況等）、運用体制、経費率等を運用委員会でモニタリングしています。そのうえで、想定していた商品性に影響を与える可

能性がある事象を認識した場合には、運用を委託するグループ会社あるいは組入れ投資信託を運用するグループ会社に対して説明・改善を求め、必要な場合には臨時デューデリジェンスを実施することとしています。投資一任契約において金融商品をご提供している場合においても、ほぼ同様のモニタリングを実施しています。

- 弊社が金融商品を提供する対象顧客は年金基金等を含む機関投資家としており、投資開始後は弊社が直接運用報告をお客様に提供することとしています。お客様からのフィードバック等については運用委員会で共有するほか、必要に応じて運用を行うグループ会社にも共有しています。

なお、弊社は公募投資信託の設定を行っていないため、金融庁補充原則4の注2については該当ありません。

方針5：分かりやすい情報提供

- 弊社が提供する金融商品の広告勧誘資料には、投資哲学・運用プロセスのほか、運用体制や主たる運用担当者の氏名・略歴・経験年数を開示しています。また、お客様が投資を開始した後も、運用報告資料において同様の情報を継続的に開示し、重大な変更が発生した際には、その都度お客様に情報提供を行っています。
- 弊社では運用戦略や商品に関する専門的な知識を持つプロダクト・スペシャリストを6名擁し、運用するグループ会社と密に連携することによって担当プロダクトの運用状況の把握に努めるとともに、お客様に対して分かりやすい情報提供を行うことに努めています。

なお、前述のとおり、弊社は最終投資家に対して運用に関する情報提供を直接行うことが可能なため、金融庁補充原則5の注2については該当ありません。